

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 口代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員全員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月19日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 3月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月23日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月 6日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8年 2月19日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	36,780,000 29,424,000	一括	7,356,000	260,118	76,648
1	90,000				
2	10,460,000				
3	3,550,000				
4	22,680,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番4
 地 目 公衆用道路
 地 積 23平方メートル

- 2 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番5
 地 目 宅地
 地 積 354.52平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地一部公衆用道路

- 3 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
 床 面 積 1階 38.78平方メートル
 2階 34.48平方メートル

- 4 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5の2
 種 類 居宅
 構 造 木造石板ぶき2階建
 床 面 積 1階 115.36平方メートル



物 件 目 録

2階 72.95平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 8日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3、4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番4
 地 目 公衆用道路
 地 積 23平方メートル

- 2 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番5
 地 目 宅地
 地 積 354.52平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地一部公衆用道路

- 3 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
 床 面 積 1階 38.78平方メートル
 2階 34.48平方メートル

- 4 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5の2
 種 類 居宅
 構 造 木造石板ぶき2階建
 床 面 積 1階 115.36平方メートル



物 件 目 録

2階 72.95平方メートル



令和 7年(ケ)第 243号
令和 7年 8月 18日受理
令和 年 月 日提出
7.11.25

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 枚方市宇山町 |
| | 地 番 | 1 1 5 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 2 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 枚方市宇山町 |
| | 地 番 | 1 1 5 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 4. 5 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 枚方市宇山町 1 1 5 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 5 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 8. 7 8 平方メートル
2 階 3 4. 4 8 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 枚方市宇山町 1 1 5 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 5 番 5 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造石板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 5. 3 6 平方メートル
2 階 7 2. 9 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	枚方市宇山町10-25		
土地	物件1・2		
現況地目	☒ 公衆用道路（物件1） ☒ 宅地一部公衆用道路（物件2） ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（略図）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地（物件2）上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：	{	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	地方裁判所 [保管開始日 平成 年 月 日	支部 平成 年()第 号
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（略図）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	枚方市宇山町１０－２５			
土 地	物件１			
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐			
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☐ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり			
建 物	物件４			
種 類 ， 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：			
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない 種 類： ☐ ある 構 造： 床面積：			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（略図）のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

目的建物には表札がなかった。郵便受けは一つあるが、表示はなかった。

2 目的土地（物件1・2）の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図（略図）のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、正確には専門家の測量を要する。
- (2) 物件1土地は接面道路の一部として利用されている。物件2土地は目的建物の敷地として利用されているとともにその一部が接面道路の一部として利用されていると思われる。
- (3) 目的土地の西側接面道路は建築基準法上の道路であるが、南側接面道路は建築基準法上の道路ではない（詳細は評価書参照）。
- (4) 物件2土地北東角にプロパン貯蔵庫と思われる簡易倉庫、物置が存在した。

3 目的建物（物件3）の現況について

- (1) 物件3建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 物件3建物内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、室内に大量の動産類が残置されている。2013年のカレンダーの存在や室内の埃の滞納状況等から、物件3建物は空き家であり、長期不在である様子が伺われた。
- (3) 物件3建物は、全体的に劣化・損耗等が激しく、壁面や天井に疵・汚損・変色・ひび割れ、床のたわみが散見された。
- (4) 2階納戸の天井に雨漏り跡と思われるシミ、2階洋室の天井に破損がみられた。
- (5) 物件3建物内には大量の動産類があり、目視による確認ができなかった箇所も多く、これらの箇所に損傷等が存する可能性がある。

4 目的建物（物件4）の現況について

- (1) 物件4建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 物件4建物内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、室内には冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。
- (3) 物件4建物内でネコが2匹飼育されているが、室内に目立った動物臭やひっかき傷は認められなかった。
- (4) 物件4建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

5 その他

所有者が指定してきた日時であるにもかかわらず、立入調査予定直前に所有者が一方的にキャンセルしてくるという事が複数回あった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1、10月5日に執行官からの照会文書等にはじめて気がつきました。それまでの通知書等については家族から何も聞いていませんでした。 2、物件4建物は、私が家族とともに住居として使用しています。物件3建物には7年前まで住んでいましたが、現在は荷物を置いており、離れとして使っています。 3、物件4建物に雨漏り等の不具合はありません。 4、物件4建物内でネコを2匹飼育しています。 5、南側の道路について、使用ルールや使用料等は一切ありません。 6、物件4建物はオール電化住宅ではありません。ソーラーパネルも設置していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居（物件3建物は空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

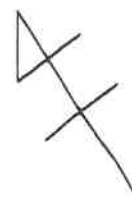
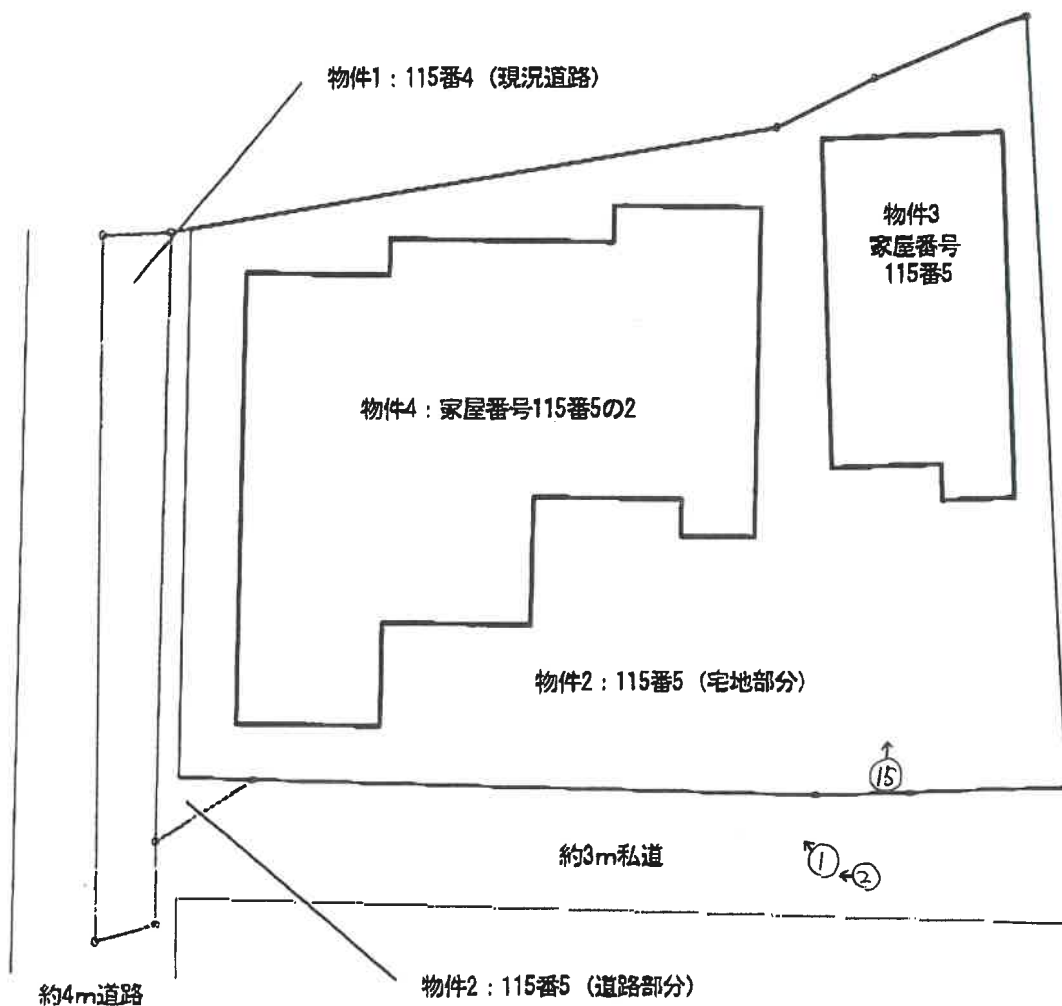
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年8月19日 9:15-9:20	大阪法務局 北大阪支局	公図等調査
7年8月19日 11:40-11:50	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書等投函
7年8月19日 14:15-14:20	枚方市役所	道路等調査
7年8月20日 13:40-13:45	中之島図書館	物件確認
7年8月25日 13:30-13:40	物件所在地	在宅要請書投函
7年9月8日 13:10-14:25	物件所在地	目的土地及び物件3建物の立入調査（評価人帯同、物件4建物は解錠できず）
7年9月10日 9:50-9:55	物件所在地	通知書（解錠予告等）差置き
7年9月12日 9:30-9:45	物件所在地	占有調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年9月8日 物件3建物は不在（空き家）で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。物件4建物は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせて、解錠技術者に解錠に着手させたが、解錠することができなかった。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月12日	執行官室	占有資料調査
7年9月24日 13:15-15:45	物件所在地	目的土地及び物件4建物の立入調査（評価人帯同、解錠できず）
7年9月25日	執行官室	ライフライン調査
7年9月30日 10:45-10:50	物件所在地	通知書（破錠通知等）差置き
7年10月6日 9:00-9:10	執務場所	所有者から電話・聴取
7年10月18日 13:40-13:45	物件所在地	現場到着後（評価人帯同）、立会予定の所有者からキャンセルの電話が入り、調査中止。
7年11月11日 14:20-15:10	物件所在地	物件4建物の立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
(特記事項) ■ 令和7年9月24日 物件4建物は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠に着手させたが、解錠することができなかった。 ■ 令和7年11月11日 物件4建物は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠に着手させたところ、帰宅した所有者と出会い、建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図 (略図)



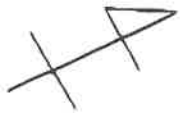
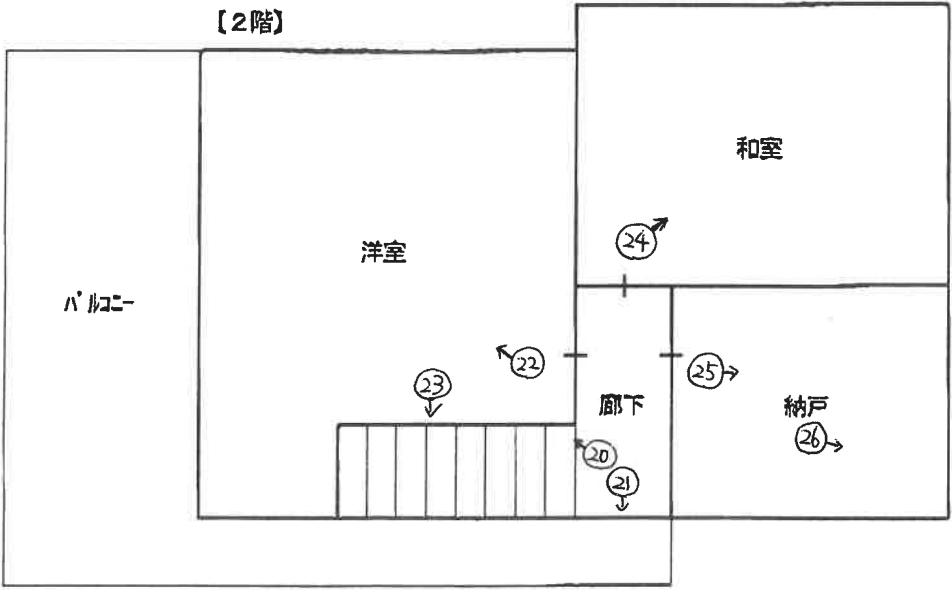
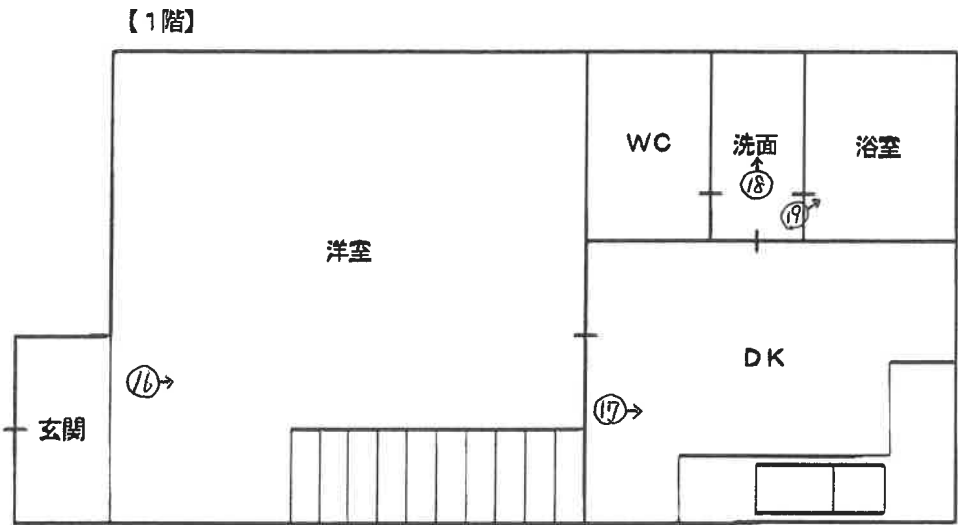
(検尺は概測である)

(9 枚目)

(←○ 写真撮影位置・方向)

間取略図

物件3



(// 枚目)

(←○写真撮影位置・方向)

1 物件 4 建物



2



3



4



5



6



(/ 3 枚目)

7



8



9



(14 枚目)

10



11



12



(15枚目)

13



14



物件 4 建物

15 物件 3 建物



(16 枚目)

16



17

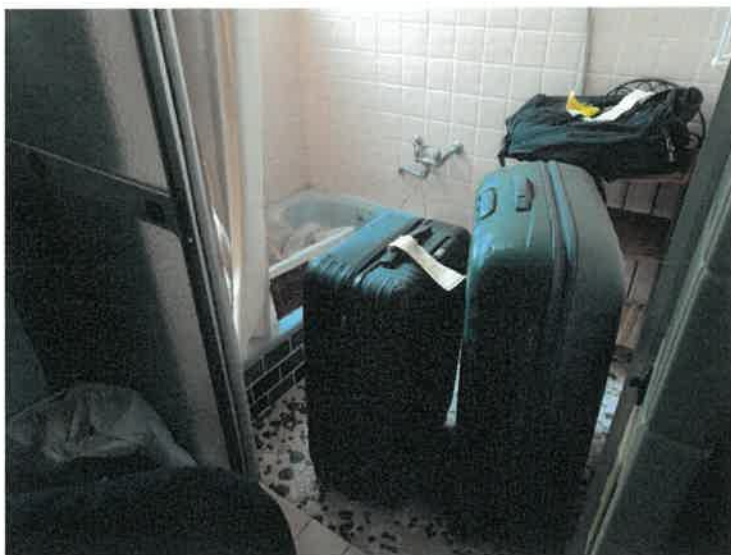


18



(17 枚目)

19



20 壁面の損耗



21 壁のひび割れ



(18 枚目)

22



23 天井の損傷



24



(19 枚目)

25



26 天井のシミ



(20 枚目)

令和7年（ケ） 第243号
令和7年9月8日 現地調査
令和7年9月24日 現地調査
令和7年11月11日 現地調査
令和7年11月26日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中野 聡

第1 評価額

一 括 価 格	
金 36,780,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 90,000円
物件 2	金 10,460,000円
物件 3	金 3,550,000円
物件 4	金 22,680,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3、4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3、4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
2	現況道路となっている部分があり、概測数量は下記の通り。 (現況宅地部分) 約345.52㎡ (現況道路部分) 約9㎡ 現地での概測のため、確定的な数量に関しては専門家による調査等を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	京阪本線 牧野駅 北東方 道路距離 約650m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模の一般住宅、共同住宅等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種低層住居専用地域
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	防火規制	建築基準法第22条区域
	その他の規制	高度地区(第1種)、絶対高さ(10m)、宅地造成等工事規制区域、埋蔵文化財包蔵地等
画地条件	規模	約345.52㎡ (有効宅地部分)
	形状	不整形
	間口・奥行	間口約21m・奥行約19m (間口は南側)
	高低差等	一部高低差あり
接面道路の状況	北西側	幅員約4m市道(建築基準法第42条2項道路)
	南西側	幅員約4m私道(建築基準法上の道路に該当しない)
	接道状況	角地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	北東側	一般住宅
	北西側	道路
	南東側	一般住宅
	南西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、土地の閉鎖登記簿謄本、過去の住宅地図等からの土地利用履歴調査を行ったところ、汚染物質を使用していた形跡は認められなかった。価格形成への影響は少ないと考えられるが、詳細は不明である。確実な情報を得るには、専門家による土壌調査等を要する。	
特記事項	・物件1は北西側道路の一部を構成している。 ・物件2の北東端付近に簡易倉庫等あり。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和46年1月10日新築
	経過年数	約55年 と推定
	経済的残存耐用年数	約5年 と判定
仕 様	構 造	鉄筋コンクリート造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	モルタル等
	内 壁	塗壁、合板等
	天 井	ボード張等
	床	畳、フローリング等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 73.26㎡ 増築なし	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	3DK＋納戸
品 等	概ね普通品等	
保守管理の状態	汚れ、変色、疵、破損等が認められる。保守状況は劣る。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・設備機器の動作については未確認。 ・建築確認あり、検査済証なし。 ・目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無等は不明である。建築年・構造等からそのリスクを否定できない（詳細は専門機関による調査を要す。）。 ・1つの敷地上に2棟の主たる建物が存在しており、一敷地一建物の原則に反している。物件3の単独での建替はできないとのこと（市担当部局への聴聞による。）。 ・供給処理施設の引込み状況は不明。 ・動産類が多く、細部の確認はできなかった。	

建物の概況及び利用状況等（物件４）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）平成29年5月15日新築
	経過年数	約9年 と推定
	経済的残存耐用年数	約21年 と判定
仕 様	構 造	木造
	屋 根	石板ぶき
	外 壁	モルタル等
	内 壁	クロス貼等
	天 井	ボード張等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 188.31㎡ 増築なし	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	5LDK
品 等	概ね普通品等	
保守管理の状態	壁面、床等に汚れ、変色、疵等が認められた。概ね経年相当の劣化であると推察される。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・設備機器の動作については未確認。 ・建築確認あり、検査済証あり。 ・目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無等は不明である（確定的な内容については、専門機関による調査を要す。）。 ・駐車スペースあり。 ・室内でペット（猫）を飼育している。 ・1つの敷地上に2棟の主たる建物が存在しており、一敷地一建物の原則に反している。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	128,000	0.05	23	—	147,000
2 (宅地部分)	128,000	0.88	約345.52	0.85	33,081,000
2 (道路部分)	128,000	0.05	約9	—	58,000
物件2合計					33,139,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 枚方-12

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 140,000\text{円/㎡} & \times 101.1/100 & \times 100/104 & \times 100/106 & = 128,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位※	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

※接道方位：南

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.03	0.98	1.05	1.00	1.06

イ 個別格差：	接面・方位※	形状	規模	その他	総合（相乗積）
	1.01	0.97	0.90	1.00	0.88

※ 角地

現況道路部分については宅地還元の可能性を考量して価値率を5%と判定した。

ウ 地積：物件1は登記数量、物件2は概測数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3・4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
3	250,000	73.26	0.08	1,465,000
4	220,000	188.31	0.57	23,614,000

ウ 現価率

経過年数

経済的残存耐用年数

観察減価

残価率

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

物件3	物件4
約55年	約9年
約5年	約21年
35%	20%
5%	5%

【物件3】

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年} / (\text{経過年数} 55\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年}) \} \times (1 - 0.35) \\ &= 0.08 \end{aligned}$$

【物件4】

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 21\text{年} / (\text{経過年数} 9\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 21\text{年}) \} \times (1 - 0.2) \\ &= 0.57 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、内部の保守状況、損傷状態等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
	ア	イ		
2(物件3敷地部分)	8,323,000	0.50	法定地上権	4,162,000
2(物件4敷地部分)	24,758,000	0.50	法定地上権	12,379,000
計				16,541,000

※物件2のうち物件3、物件4に対応する部分をそれぞれの建築面積で配分して土地利用権等価格を求めた。

【物件3敷地部分】

$$33,081,000円 \times \frac{38.78m^2}{38.78m^2 + 115.36m^2} \div 8,323,000円$$

【物件4敷地部分】

$$33,081,000円 \times \frac{115.36m^2}{38.78m^2 + 115.36m^2} \div 24,758,000円$$

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価	市場性 修正	競売市 場修正	その他の 控除減価 (敷金等) (円)	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
1	147,000	—		0.90	0.70		90,000
2	33,139,000	— 16,541,000		0.90	0.70		10,460,000
3	1,465,000	+ 4,162,000	1.00	0.90	0.70	0	3,550,000
4	23,614,000	+ 12,379,000	1.00	0.90	0.70	0	22,680,000
一括価格 (合計)							36,780,000

ウ 占有減価

本件の場合不要と判断。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用の可能性、建物の配置等による需要の減退を考量した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 枚方-12

所 在 : 枚方市養父丘1丁目80番6 「養父丘1-19-21」
価 格 : 140,000円／m²
位 置 : 京阪本線 牧野駅 東方 約1100m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 100m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南側約6.8m市道
用途指定等 : 第2種低層住居専用地域 (建ぺい率50%, 容積率100%)
地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 0 円
物件2 : 29,141,544 円
物件3 : 1,377,788 円
物件4 : 10,232,493 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地所在図・地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図 (略図)
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番4
 地 目 公衆用道路
 地 積 23平方メートル

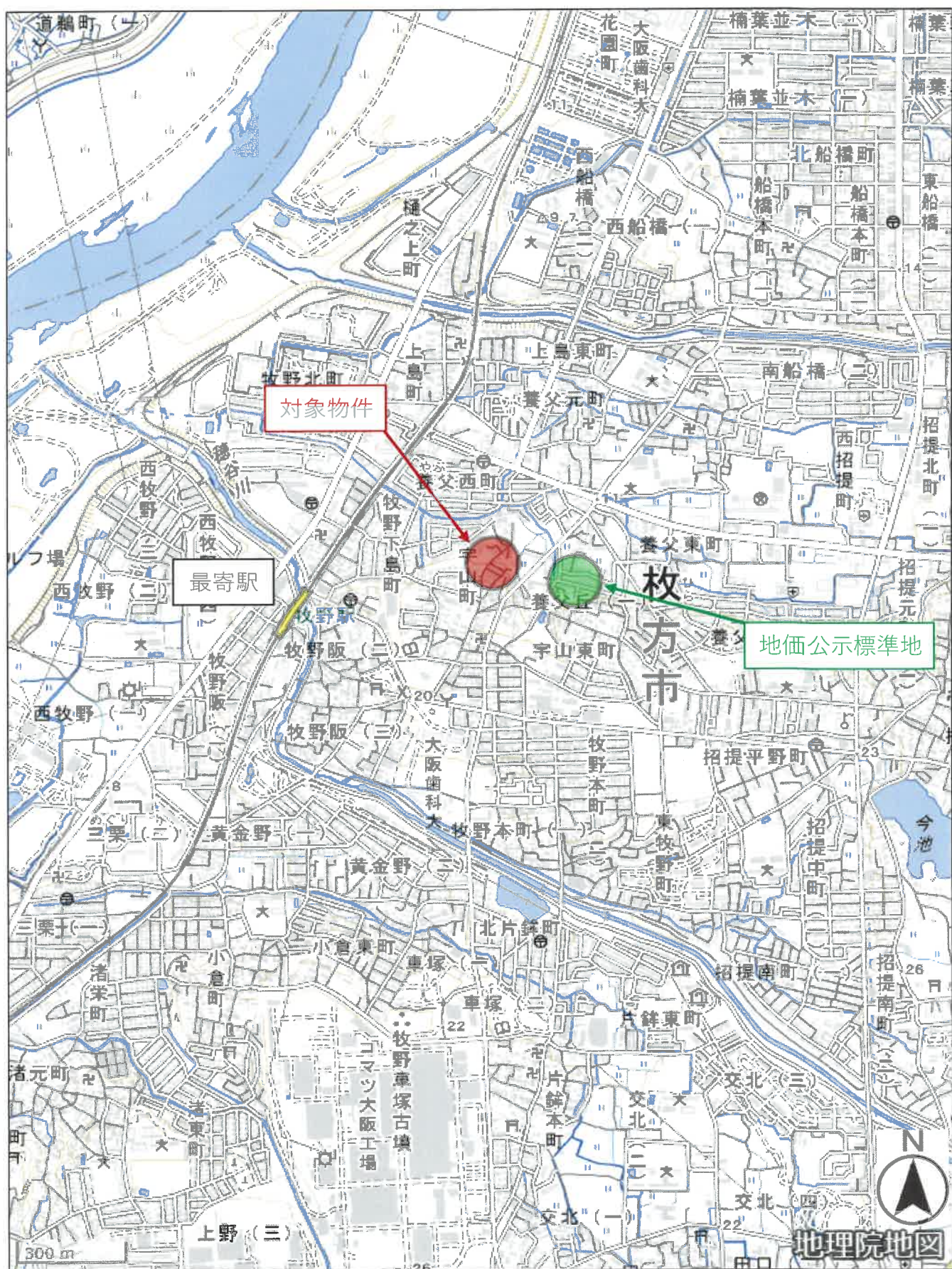
- 2 所 在 枚方市宇山町
 地 番 115番5
 地 目 宅地
 地 積 354.52平方メートル

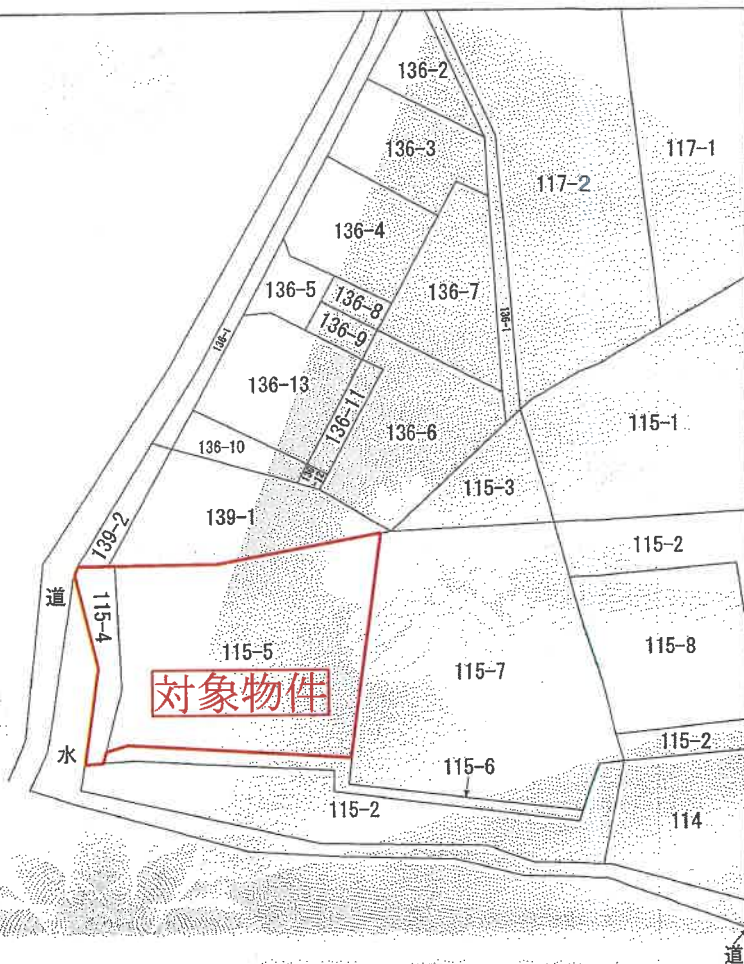
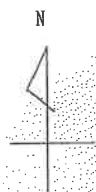
- 3 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
 床 面 積 1階 38.78平方メートル
 2階 34.48平方メートル

- 4 所 在 枚方市宇山町115番地5
 家屋 番号 115番5の2
 種 類 居宅
 構 造 木造石板ぶき2階建
 床 面 積 1階 115.36平方メートル
 2階 72.95平方メートル



位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	枚方市宇山町				地番	115番4			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局枚方出張所管轄)

令和7年5月23日

東京法務局中野出張所
登記官

請求番号：32-1
(1/1)

登記年月日：昭和44年11月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局中野出張所)

令和7年5月23日 東京法務局中野出張所

登記官

005738

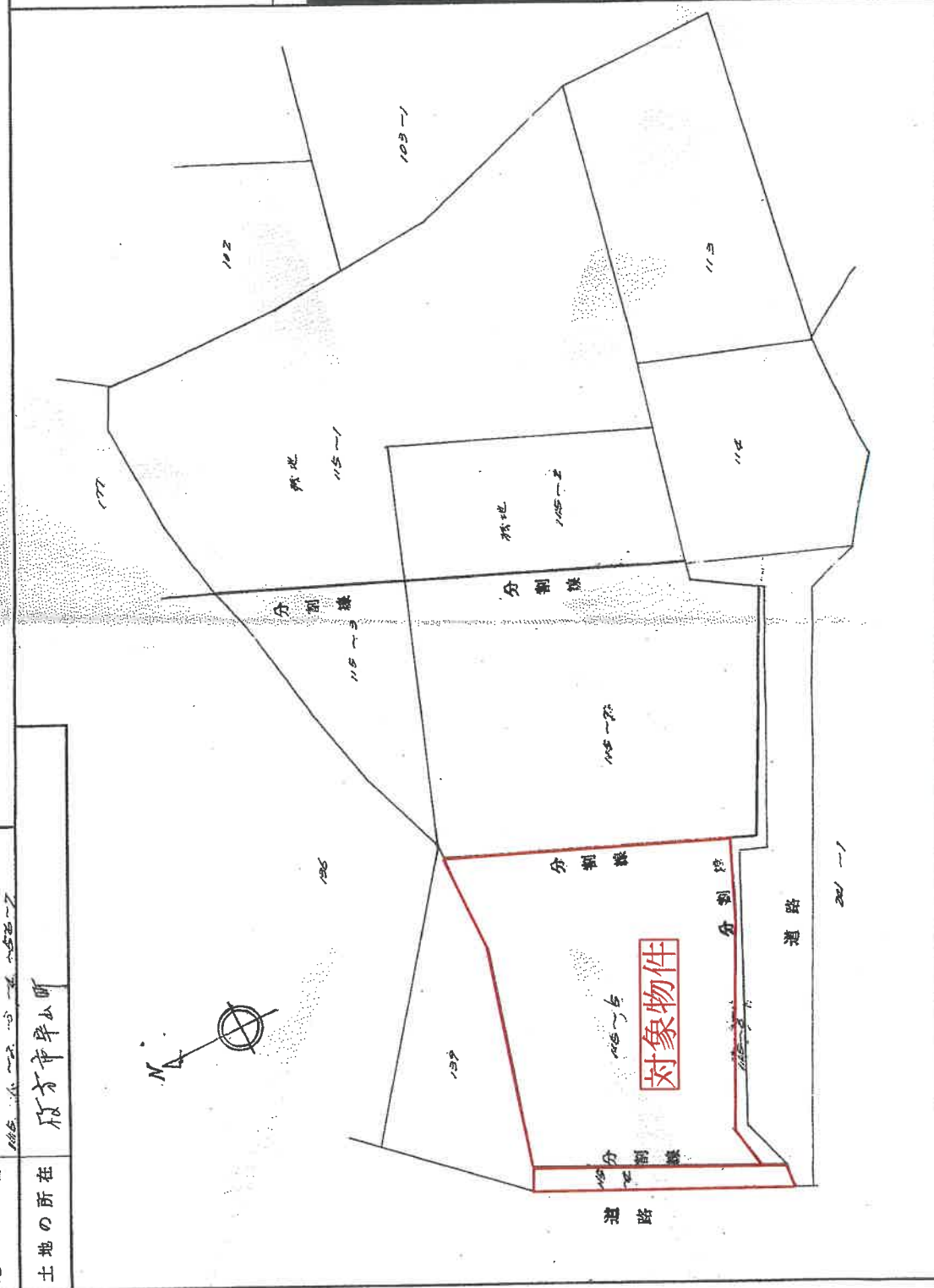
地番 115-2 後新115-2, -4~-7

土地の所在 阪南市平山町

地積測量図

44.11.28

作製年月日	昭和44年11月28日
作製者	
申請人	



縮尺 1/300

登記年月日：昭和44年11月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局枚方出張所管轄)

令和7年5月23日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：32-2

005739

新 115-2

家屋番号
115-2

115-2-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

建物の所在
枚方市岸町

測量図
建物
平面図

44.11.28

作製年月日
昭和44年11月28日

作製者

地積計算表

区画	面積	合計
115-2-1	17.86	17.86
115-2-2	17.86	17.86
115-2-3	17.86	17.86
115-2-4	17.86	17.86
115-2-5	17.86	17.86
115-2-6	17.86	17.86
115-2-7	17.86	17.86
115-2-8	17.86	17.86
115-2-9	17.86	17.86
115-2-10	17.86	17.86
115-2-11	17.86	17.86
115-2-12	17.86	17.86
115-2-13	17.86	17.86
115-2-14	17.86	17.86
115-2-15	17.86	17.86
115-2-16	17.86	17.86
115-2-17	17.86	17.86
115-2-18	17.86	17.86
115-2-19	17.86	17.86
115-2-20	17.86	17.86
115-2-21	17.86	17.86
115-2-22	17.86	17.86
115-2-23	17.86	17.86
115-2-24	17.86	17.86
115-2-25	17.86	17.86
115-2-26	17.86	17.86
115-2-27	17.86	17.86
115-2-28	17.86	17.86
115-2-29	17.86	17.86
115-2-30	17.86	17.86
115-2-31	17.86	17.86
115-2-32	17.86	17.86
115-2-33	17.86	17.86
115-2-34	17.86	17.86
115-2-35	17.86	17.86
115-2-36	17.86	17.86
115-2-37	17.86	17.86
115-2-38	17.86	17.86
115-2-39	17.86	17.86
115-2-40	17.86	17.86
115-2-41	17.86	17.86
115-2-42	17.86	17.86
115-2-43	17.86	17.86
115-2-44	17.86	17.86
115-2-45	17.86	17.86
115-2-46	17.86	17.86
115-2-47	17.86	17.86
115-2-48	17.86	17.86
115-2-49	17.86	17.86
115-2-50	17.86	17.86
115-2-51	17.86	17.86
115-2-52	17.86	17.86
115-2-53	17.86	17.86
115-2-54	17.86	17.86
115-2-55	17.86	17.86
115-2-56	17.86	17.86
115-2-57	17.86	17.86
115-2-58	17.86	17.86
115-2-59	17.86	17.86
115-2-60	17.86	17.86
115-2-61	17.86	17.86
115-2-62	17.86	17.86
115-2-63	17.86	17.86
115-2-64	17.86	17.86
115-2-65	17.86	17.86
115-2-66	17.86	17.86
115-2-67	17.86	17.86
115-2-68	17.86	17.86
115-2-69	17.86	17.86
115-2-70	17.86	17.86
115-2-71	17.86	17.86
115-2-72	17.86	17.86
115-2-73	17.86	17.86
115-2-74	17.86	17.86
115-2-75	17.86	17.86
115-2-76	17.86	17.86
115-2-77	17.86	17.86
115-2-78	17.86	17.86
115-2-79	17.86	17.86
115-2-80	17.86	17.86
115-2-81	17.86	17.86
115-2-82	17.86	17.86
115-2-83	17.86	17.86
115-2-84	17.86	17.86
115-2-85	17.86	17.86
115-2-86	17.86	17.86
115-2-87	17.86	17.86
115-2-88	17.86	17.86
115-2-89	17.86	17.86
115-2-90	17.86	17.86
115-2-91	17.86	17.86
115-2-92	17.86	17.86
115-2-93	17.86	17.86
115-2-94	17.86	17.86
115-2-95	17.86	17.86
115-2-96	17.86	17.86
115-2-97	17.86	17.86
115-2-98	17.86	17.86
115-2-99	17.86	17.86
115-2-100	17.86	17.86
115-2-101	17.86	17.86
115-2-102	17.86	17.86
115-2-103	17.86	17.86
115-2-104	17.86	17.86
115-2-105	17.86	17.86
115-2-106	17.86	17.86
115-2-107	17.86	17.86
115-2-108	17.86	17.86
115-2-109	17.86	17.86
115-2-110	17.86	17.86
115-2-111	17.86	17.86
115-2-112	17.86	17.86
115-2-113	17.86	17.86
115-2-114	17.86	17.86
115-2-115	17.86	17.86
115-2-116	17.86	17.86
115-2-117	17.86	17.86
115-2-118	17.86	17.86
115-2-119	17.86	17.86
115-2-120	17.86	17.86
115-2-121	17.86	17.86
115-2-122	17.86	17.86
115-2-123	17.86	17.86
115-2-124	17.86	17.86
115-2-125	17.86	17.86
115-2-126	17.86	17.86
115-2-127	17.86	17.86
115-2-128	17.86	17.86
115-2-129	17.86	17.86
115-2-130	17.86	17.86
115-2-131	17.86	17.86
115-2-132	17.86	17.86
115-2-133	17.86	17.86
115-2-134	17.86	17.86
115-2-135	17.86	17.86
115-2-136	17.86	17.86
115-2-137	17.86	17.86
115-2-138	17.86	17.86
115-2-139	17.86	17.86
115-2-140	17.86	17.86
115-2-141	17.86	17.86
115-2-142	17.86	17.86
115-2-143	17.86	17.86
115-2-144	17.86	17.86
115-2-145	17.86	17.86
115-2-146	17.86	17.86
115-2-147	17.86	17.86
115-2-148	17.86	17.86
115-2-149	17.86	17.86
115-2-150	17.86	17.86
115-2-151	17.86	17.86
115-2-152	17.86	17.86
115-2-153	17.86	17.86
115-2-154	17.86	17.86
115-2-155	17.86	17.86
115-2-156	17.86	17.86
115-2-157	17.86	17.86
115-2-158	17.86	17.86
115-2-159	17.86	17.86
115-2-160	17.86	17.86
115-2-161	17.86	17.86
115-2-162	17.86	17.86
115-2-163	17.86	17.86
115-2-164	17.86	17.86
115-2-165	17.86	17.86
115-2-166	17.86	17.86
115-2-167	17.86	17.86
115-2-168	17.86	17.86
115-2-169	17.86	17.86
115-2-170	17.86	17.86
115-2-171	17.86	17.86
115-2-172	17.86	17.86
115-2-173	17.86	17.86
115-2-174	17.86	17.86
115-2-175	17.86	17.86
115-2-176	17.86	17.86
115-2-177	17.86	17.86
115-2-178	17.86	17.86
115-2-179	17.86	17.86
115-2-180	17.86	17.86
115-2-181	17.86	17.86
115-2-182	17.86	17.86
115-2-183	17.86	17.86
115-2-184	17.86	17.86
115-2-185	17.86	17.86
115-2-186	17.86	17.86
115-2-187	17.86	17.86
115-2-188	17.86	17.86
115-2-189	17.86	17.86
115-2-190	17.86	17.86
115-2-191	17.86	17.86
115-2-192	17.86	17.86
115-2-193	17.86	17.86
115-2-194	17.86	17.86
115-2-195	17.86	17.86
115-2-196	17.86	17.86
115-2-197	17.86	17.86
115-2-198	17.86	17.86
115-2-199	17.86	17.86
115-2-200	17.86	17.86
115-2-201	17.86	17.86
115-2-202	17.86	17.86
115-2-203	17.86	17.86
115-2-204	17.86	17.86
115-2-205	17.86	17.86
115-2-206	17.86	17.86
115-2-207	17.86	17.86
115-2-208	17.86	17.86
115-2-209	17.86	17.86
115-2-210	17.86	17.86
115-2-211	17.86	17.86
115-2-212	17.86	17.86
115-2-213	17.86	17.86
115-2-214	17.86	17.86
115-2-215	17.86	17.86
115-2-216	17.86	17.86
115-2-217	17.86	17.86
115-2-218	17.86	17.86
115-2-219	17.86	17.86
115-2-220	17.86	17.86
115-2-221	17.86	17.86
115-2-222	17.86	17.86
115-2-223	17.86	17.86
115-2-224	17.86	17.86
115-2-225	17.86	17.86
115-2-226	17.86	17.86
115-2-227	17.86	17.86
115-2-228	17.86	17.86
115-2-229	17.86	17.86
115-2-230	17.86	17.86
115-2-231	17.86	17.86
115-2-232	17.86	17.86
115-2-233	17.86	17.86
115-2-234	17.86	17.86
115-2-235	17.86	17.86
115-2-236	17.86	17.86
115-2-237	17.86	17.86
115-2-238	17.86	17.86
115-2-239	17.86	17.86
115-2-240	17.86	17.86
115-2-241	17.86	17.86
115-2-242	17.86	17.86
115-2-243	17.86	17.86
115-2-244	17.86	17.86
115-2-245	17.86	17.86
115-2-246	17.86	17.86
115-2-247	17.86	17.86
115-2-248	17.86	17.86
115-2-249	17.86	17.86
115-2-250	17.86	17.86
115-2-251	17.86	17.86
115-2-252	17.86	17.86
115-2-253	17.86	17.86
115-2-254	17.86	17.86
115-2-255	17.86	17.86
115-2-256	17.86	17.86
115-2-257	17.86	17.86
115-2-258	17.86	17.86
115-2-259	17.86	17.86
115-2-260	17.86	17.86
115-2-261	17.86	17.86
115-2-262	17.86	17.86
115-2-263	17.86	17.86
115-2-264	17.86	17.86
115-2-265	17.86	17.86
115-2-266	17.86	17.86
115-2-267	17.86	17.86
115-2-268	17.86	17.86
115-2-269	17.86	17.86
115-2-270	17.86	17.86
115-2-271	17.86	17.86
115-2-272	17.86	17.86
115-2-273	17.86	17.86
115-2-274	17.86	17.86
115-2-275	17.86	17.86
115-2-276	17.86	17.86
115-2-277	17.86	17.86
115-2-278	17.86	17.86
115-2-279	17.86	17.86
115-2-280	17.86	17.86
115-2-281	17.86	17.86
115-2-282	17.86	17.86
115-2-283	17.86	17.86
115-2-284	17.86	17.86
115-2-285	17.86	17.86
115-2-286	17.86	17.86
115-2-287	17.86	17.86
115-2-288	17.86	17.86
115-2-289	17.86	17.86
115-2-290	17.86	17.86
115-2-291	17.86	17.86
115-2-292	17.86	17.86
115-2-293	17.86	17.86
115-2-294	17.86	17.86
115-2-295	17.86	17.86
115-2-296	17.86	17.86
115-2-297	17.86	17.86
115-2-298	17.86	17.86
115-2-299	17.86	17.86
115-2-300	17.86	17.86
115-2-301	17.86	17.86
115-2-302	17.86	17.86
115-2-303	17.86	17.86
115-2-304	17.86	17.86
115-2-305	17.86	17.86
115-2-306	17.86	17.86
115-2-307	17.86	17.86
115-2-308	17.86	17.86
115-2-309	17.86	17.86
115-2-310	17.86	17.86
115-2-311	17.86	17.86
115-2-312	17.86	17.86
115-2-313	17.86	17.86
115-2-314	17.86	17.86
115-2-315	17.86	17.86
115-2-316	17.86	17.86
115-2-317	17.86	17.86
115-2-318	17.86	17.86
115-2-319	17.86	17.86
115-2-320	17.86	17.86
115-2-321	17.86	17.86
115-2-322	17.86	17.86
115-2-323	17.86	17.86
115-2-324	17.86	17.86
115-2-325	17.86	17.86
115-2-326	17.86	17.86
115-2-327	17.86	17.86
115-2-328	17.86	17.86

登記年月日：平成26年6月18日

310424

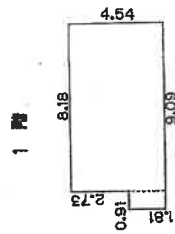
各階平面図

建物図面

各階平面図

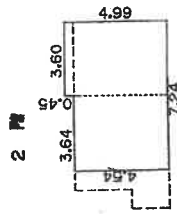
家屋番号 115番5

建物の所在 枚方市宇山町115番地5



求積表

$4.54 \times 8.18 = 37.1372$
 $1.81 \times 0.91 = 1.6471$
合 計 38.7843
床面積 38.78㎡



求積表

$4.54 \times 3.64 = 16.5256$
 $4.99 \times 3.60 = 17.9640$
合 計 34.4896
床面積 34.48㎡

対象物件

作製者

申請人

縮 1/250 尺

平成 2 年 5 月 17 日作成

縮 1/500 尺

(大阪府建築士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

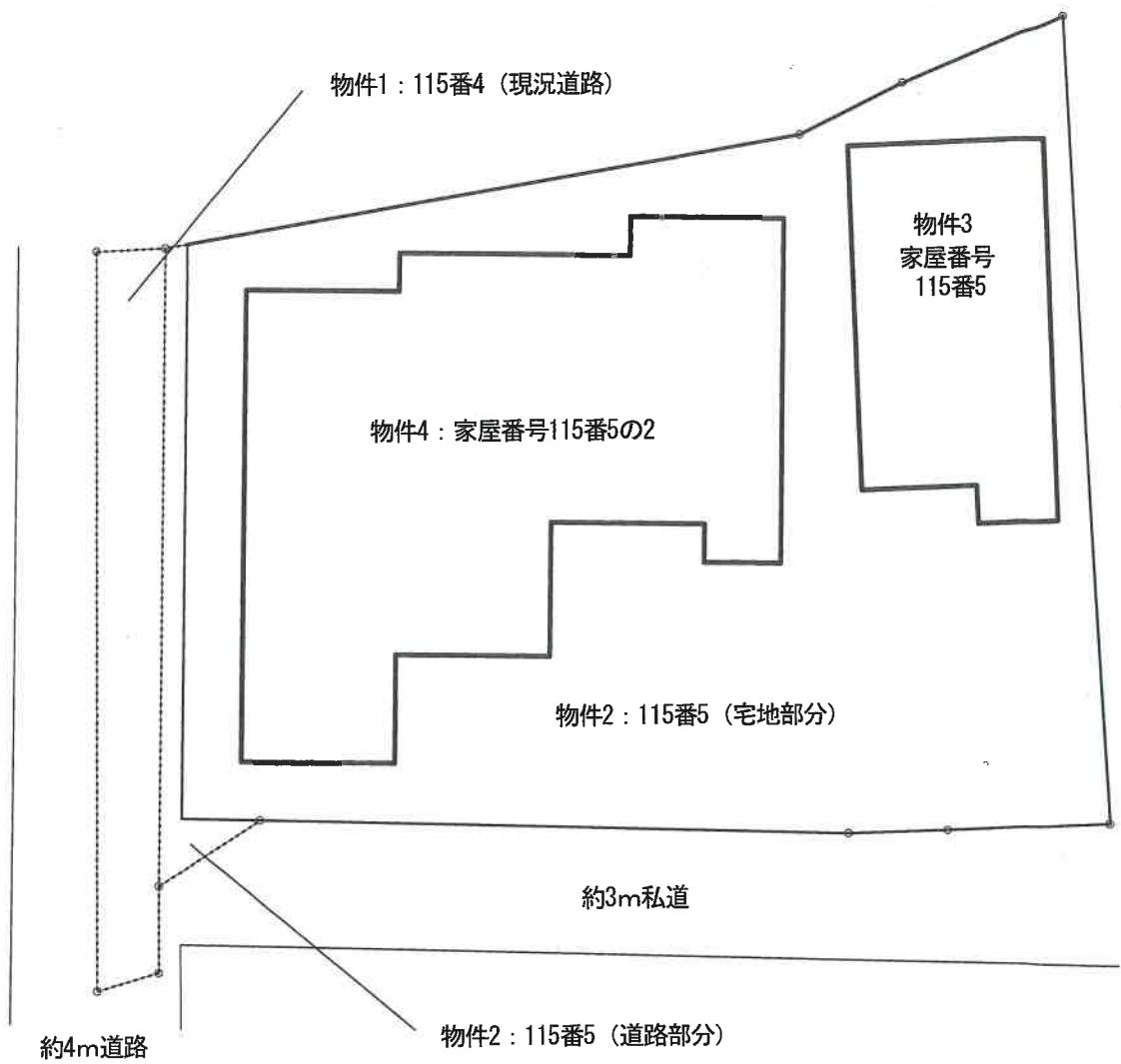
(大阪法務局枚方出張所管轄)

令和 7 年 5 月 23 日

東京法務局中野出張所

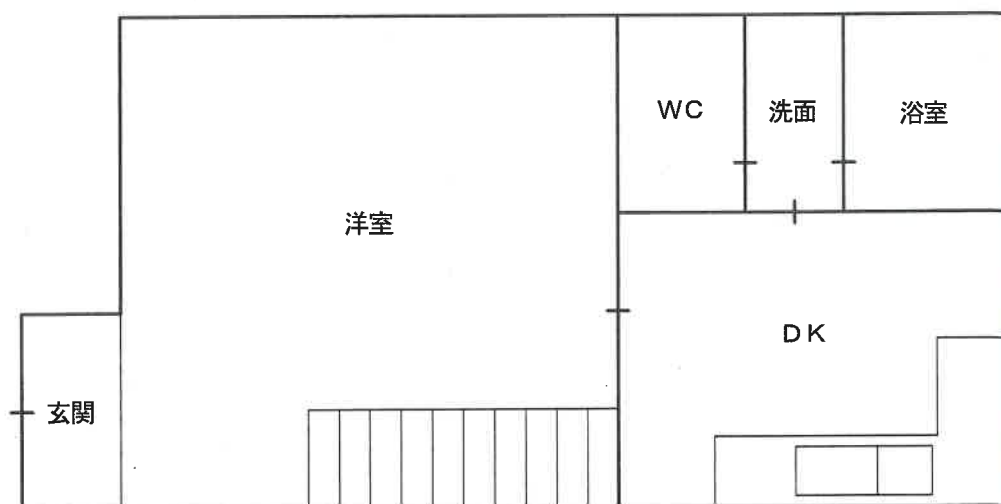
登記官

土地建物位置関係図（略図）

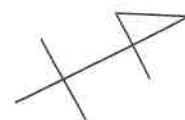
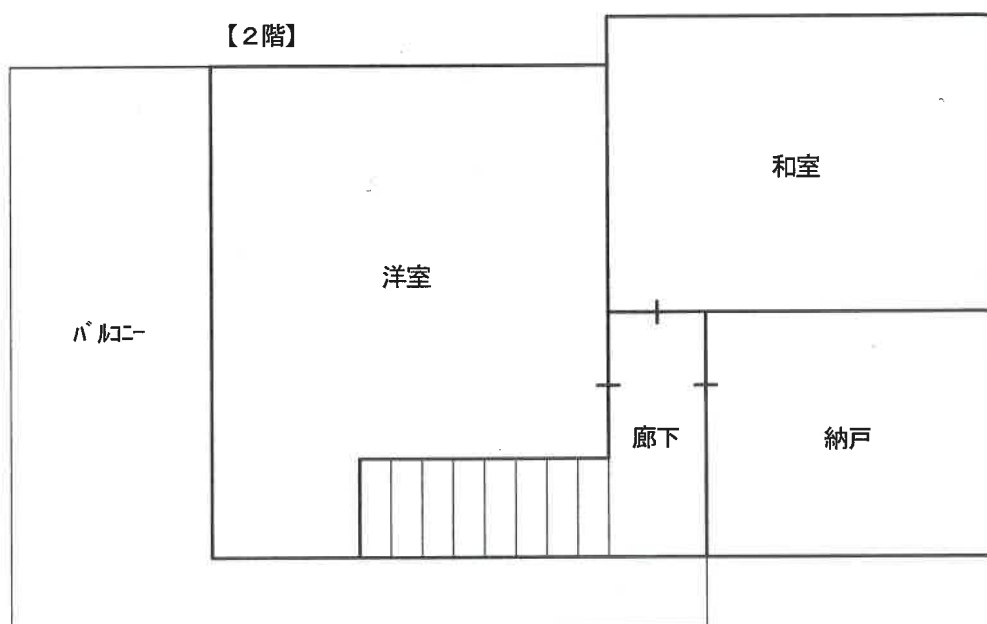


間取略図

【1階】



【2階】



間取略図

